

平成 28 年度

## F P に関する制度改正資料

金融資産運用設計  
不動産運用設計  
ライフプランニング・リタイアメントプランニング  
リスクと保険  
タックスプランニング  
相続・事業承継設計

平成 28 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、**該当ページ**には、平成 27 年度版 A F P テキストの該当ページを記載しています。

- 山田コンサルティンググループ -  
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

## < 金融資産運用設計 >

### 1. 郵政事業民営化後のゆうちょ銀行への預入限度額が引き上げられました。

改正前	改正後（平成 28 年 4 月以降）
1 人当たり元本 <u>1,000</u> 万円	1 人当たり元本 <u>1,300</u> 万円

該当ページ P27

### 2. 「ジュニアNISA」が創設されました。

平成 28 年 1 月より、未成年者を対象とした「ジュニアNISA」が創設されました。

#### <ジュニアNISA>

開設者（対象者）	口座開設の年の 1 月 1 日において 20 歳未満、または、その年に出生した居住者等
金融機関の変更	変更不可（1 人 1 口座のみ）
非課税投資額（上限）	年間 80 万円（未使用枠の翌年以後への繰越は不可）
非課税投資総額	最大 400 万円（80 万円 × 5 年間）
払出し制限	その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは、原則として払出し不可
口座開設可能期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 35 年 12 月 31 日まで
非課税対象	未成年者非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
非課税期間	最長 5 年間

該当ページ P81

## < 不動産運用設計 >

### 1. 農地法の第 4 条および第 5 条の許可権者が変更されました。

農地法の改正により、平成 28 年 4 月 1 日以後、第 4 条（農地の転用の制限）および第 5 条（農地・採草放牧地の転用目的での権利移動の制限）の許可権者が、下記のとおり変更されました。

	改正前（～平成 28 年 3 月 31 日）	改正後（平成 28 年 4 月 1 日～）
許可権者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 ha 以下は、都道府県知事</li> <li>・ 4 ha 超は、農林水産大臣</li> </ul>	<b>面積問わず、都道府県知事</b> 農林水産大臣が指定する市町村の 区域内では指定市町村の長

該当ページ P70～72

### 2. 新築住宅用建物に係る固定資産税の減額措置（固定資産税額を 3 年間（中高層耐火建築物は 5 年間）1 / 2 に減額）の適用期限が 2 年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 <u>28</u> 年 3 月 31 日まで	平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日まで

該当ページ P106

### 3. 「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。

適切な管理が行われていない空き家の発生を抑制する観点から、相続により生じた空き家で旧耐震基準しか満たしていないものに関して、耐震リフォーム後または取壊し後に売却した場合、売却時の土地の譲渡益から 3,000 万円を控除できる特例が創設されました。

適用時期は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までです。

該当ページ P108（4）の後に挿入

4. 長期優良住宅に係る「登録免許税」「不動産取得税」「固定資産税」の特例措置の適用期限が延長されました。

税目	長期優良住宅に係る特例措置	【参考】一般特例適用住宅の場合
登録免許税	税率引下げの拡大 ・所有権保存登記 <sup>1</sup> 1,000分の1 ・所有権移転登記 <sup>2</sup> 一戸建て 1,000分の2 上記以外 1,000分の1	・所有権保存登記 <sup>1</sup> 1,000分の1.5 ・所有権移転登記 <sup>2</sup> 1,000分の3
不動産取得税	課税標準からの控除額の拡大 ・1,300万円控除	・1,200万円控除
固定資産税	税額を1/2に減額する期間の拡大 ・中高層耐火建築物 7年間 ・上記以外の建築物 5年間	・中高層耐火建築物 5年間 ・上記以外の建築物 3年間

1 本則 1,000分の4      2 本則 1,000分の20

	改正前	改正後
適用期限	平成 28 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 3 月 31 日まで

該当ページ P108

5. 建物附属設備および構築物の償却方法は、定額法に一本化されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備および構築物（鉱業用を除く）の償却方法は、定額法に一本化されました。

	改正前 (平成 28 年 3 月 31 日までに取得)	改正後 (平成 28 年 4 月 1 日以後に取得)
償却方法	定額法または定率法	<b>定額法のみ</b>

該当ページ P161

## < ライフプランニング >

### 1. 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）が改正されました。

個人情報の保護と有用性の確保およびマイナンバーの利用を推進するための改正法案が、平成 27 年 9 月に成立・公布されました。改正個人情報保護法では、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報および匿名加工情報に関する規定の整備、個人情報 5,000 人分以下の場合の適用除外の撤廃などが盛り込まれ、一部の規定を除き公布日から 2 年以内の政令で定める日に施行されます。

該当ページ P9

## < リタイアメントプランニング >

### 1. 雇用保険の適用対象が拡大されます。

65 歳以上で新たに雇用された者は雇用保険の被保険者とはなれませんが、平成 29 年 1 月 1 日以降は「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。なお、高年齢被保険者の保険料負担は、平成 31 年度分まで免除されます。

該当ページ P10

### 2. 雇用保険の保険料率が改正されました。

< 平成 28 年度の雇用保険料率 >

事業の種類	雇用保険料率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	11/1,000	4/1,000	7/1,000
農林水産の事業など	13/1,000	5/1,000	8/1,000
建設の事業など	14/1,000	5/1,000	9/1,000

該当ページ P11

### 3. 再就職手当の支給率が引き上げられます。

平成 29 年 1 月 1 日以降、再就職手当の支給率が引き上げられます。

支給残日数	支給率（平成 29 年 1 月以降）
3 分の 1 以上	60%
3 分の 2 以上	70%

該当ページ P17

#### 4. 高年齢求職者給付金の支給対象に高年齢被保険者が追加されます。

平成 29 年 1 月 1 日以降に設けられる「高年齢被保険者」についても、高年齢求職者給付金の支給対象となります。

該当ページ P17

#### 5. 介護休業給付金の支給率が引き上げられます。

平成 28 年 8 月以降、介護休業給付金の支給率が 67%に引き上げられます。

該当ページ P22

#### 6. 育児・介護休業法が改正されました。

育児・介護休業法が改正され、平成 29 年 1 月 1 日に施行されます。介護休業に関連する主な改正事項等は、次のとおりです。

(1)	介護休業（93 日）の分割取得	通算 93 日まで、3 回を上限として介護休業の分割取得を可能にする
(2)	介護休暇（年 5 日）の取得単位の柔軟化	半日単位での取得を可能にする
(3)	介護休業等の対象家族の範囲の拡大	同居かつ扶養していない祖父母、兄弟姉妹、孫も追加する

該当ページ P23

#### 7. 全国健康保険協会管掌健康保険の保険料率が改正されました。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の都道府県別の保険料率が改正されました。なお、全国平均は 10.00%で変わりません。

	改正前	改正後（平成 28 年 4 月以降）
保険料率	9.86% ~ 10.21%	9.79% ~ 10.33%

該当ページ P28

#### 8. 健康保険における標準報酬月額および標準賞与額の上限が引き上げられました。

改正前	改正後（平成 28 年 4 月以降）
標準報酬月額：121 万円（47 等級）	標準報酬月額：139 万円（50 等級）
標準賞与額：540 万円	標準賞与額：573 万円

該当ページ P28 ~ 30

9. 国民健康保険料（税）の賦課（課税）限度額が引き上げられました。

国民健康保険の保険料（税）の上限が年額 73 万円（基礎分 54 万円、後期高齢者医療支援金分 19 万円）に引き上げられました。介護納付金の上限は引き続き年額 16 万円ですので、介護納付金を含む国民健康保険の保険料（税）の上限は年額 89 万円となりました。

改正前		改正後（平成 28 年 4 月以降）	
	限度額		限度額
医療分保険料	52 万円	医療分保険料	54 万円
後期高齢者支援金分保険料	17 万円	後期高齢者支援金分保険料	19 万円
介護分保険料	16 万円	介護分保険料	16 万円
計	85 万円	計	89 万円

該当ページ P31、P46

10. 患者申出療養制度が創設されました。

平成 28 年 4 月、患者からの申出により、国内で未承認の医薬品等の使用などを保険外併用療養として使用できる制度（患者申出療養制度）が創設されました。

該当ページ P33

11. 入院時食事療養費の標準負担額が改正されました。

平成 28 年 4 月以降、入院時食事療養費の標準負担額は、1 食につき 360 円（一般の場合）に引き上げられました。また、平成 30 年 4 月以降は、1 食につき 460 円となる予定です。

該当ページ P39

12. 傷病手当金および出産手当金の計算方法が改正されました。

平成 28 年 4 月以降、傷病手当金および出産手当金の計算方法は次のとおりです。

改正前	改正後（平成 28 年 4 月以降）
標準報酬日額 × 2 / 3	支給開始日の以前 12 ヶ月間の各標準報酬月額の平均額の 30 分の 1 相当（日額相当） × 2 / 3

該当ページ P39、P41

### 13. 公的年金の改正

#### (1) マクロ経済スライドの調整は行われません。

給付と負担の長期的な均衡を保つ観点から、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、現役世代の保険料負担能力が低くなっていることに着目し、ともにスライドなしとすることが規定されています（つまり、マクロ経済スライドによる調整も適用されません）。平成 28 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が 0.2%、物価変動率が 0.8% となることから、平成 28 年度については、新規裁定年金・既裁定年金ともにマクロ経済スライドの調整は行われません。

該当ページ P68～69

#### (2) ねんきん定期便に公務員期間等の記録が反映されるようになりました。

平成 27 年 11 月までのねんきん定期便では、記載されるのは国民年金・厚生年金の加入記録のみでしたが、平成 27 年 12 月以降のねんきん定期便には、被用者年金の一元化を反映し、公務員期間や私立学校教職員期間に関する記録も記載されています。

該当ページ P75～76

#### (3) 国民年金保険料が改正されました。

平成 28 年度の国民年金保険料は月額 16,260 円です。

該当ページ P79

#### (4) 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 28 年 4 月 1 日現在の厚生年金保険料率は 17.828% です。

該当ページ P83

#### (5) 年金額（平成 28 年度価額）

	【参考】平成 27 年度価額	平成 28 年度価額	該当ページ
老齢基礎年金	780,100 円	780,100 円	P93～94、 P106～107、 P109
振替加算	224,500 円から <u>15,000</u> 円	224,500 円から <u>15,042</u> 円	P96、P109
定額部分	1,626 円	1,626 円	P103、P109
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 224,500 円～390,100 円 子 2 人目まで：224,500 円 子 3 人目以降：74,800 円	65 歳未満の配偶者： 224,500 円～390,100 円 子 2 人目まで：224,500 円 子 3 人目以降：74,800 円	P106、P109
障害基礎年金 1 級	<u>975,100</u> 円	<u>975,125</u> 円	P128、P131



障害基礎年金 2 級	780,100 円	780,100 円	P128、P131
障害基礎年金の 子の加算額	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	P128、P131
障害厚生年金の 配偶者の加算	224,500 円	224,500 円	P130、P131
障害厚生年金の最低 保障額（3 級）	585,100 円	585,100 円	P130
遺族基礎年金	780,100 円	780,100 円	P134、P141～ 142
遺族基礎年金の 子の加算額	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	P134、P141～ 142
遺族厚生年金の 中高齢寡婦加算	585,100 円	585,100 円	P139、P141

被用者年金の一元化により、年金額の端数処理が 100 円未満四捨五入から、1 円未満四捨五入へ変更されました。

（6）年金の受給手続のワンストップサービスが開始されました。

被用者年金の一元化（被用者の年金制度を厚生年金に統一）により、一元化後の厚生年金に関する手続場所は、ワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）または各共済組合等などの窓口でも受け付けることになりました。

該当ページ P145

14．小規模企業共済制度が改正されました。

平成 28 年 4 月 1 日、小規模企業共済制度が改正され、掛金月額減額における要件の廃止、分割共済金の支給回数の増加（年 6 回）、遺族の範囲の拡大、契約者貸付制度の拡充が実施されています。

該当ページ P182

## <リスクと保険>

### 1. かんぽ生命の保険金額の加入限度額が引き上げられました。

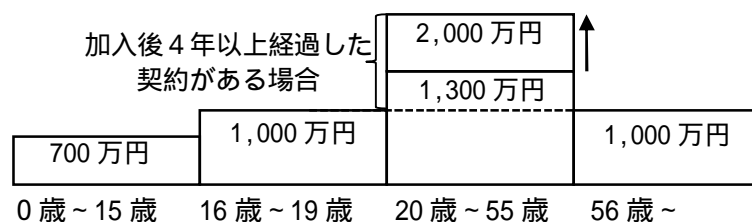
かんぽ生命の保険契約では、被保険者1人につき加入できる保険金額などに制限があります。基本契約の保険金額の加入限度額は、次のとおり定められています。

満15歳以下： 700万円

満16歳以上：1,000万円

満20歳以上満55歳以下で、加入後4年以上経過した契約がある場合は1,300万円

平成28年4月1日、加入限度額は1,300万円から2,000万円に引き上げられました。



該当ページ P62

### 2. 地震保険の損害区分と支払割合が改正されます。

保険始期日が平成29年1月1日以後となる地震保険の損害区分が、次のとおり改正されます。

#### < 損害区分の細分化と支払割合の変更 >

改正前		改正後（平成29年1月以降）	
全損	100%	全損	100%
半損	50%	大半損	60%
		小半損	30%
一部損	5%	一部損	5%

該当ページ P106

### 3. 地震保険の総支払限度額が引き上げられました。

平成28年4月以降、1回の地震等による総支払限度額が11.3兆円に引き上げられました。

改正前	改正後（平成28年4月以降）
7兆円	11.3兆円

該当ページ P106

## < タックスプランニング >

### 1. 所得税の非課税所得として給与所得者が受ける通勤手当の上限が引き上げられました。

平成 28 年 1 月 1 日に受けるものから通勤手当（月額）の上限が 15 万円に引き上げられました。

改正前	改正後（平成 28 年 1 月 1 日以後）
10 万円（月額）	15 万円（月額）

該当ページ P 7

### 2. 公社債等の課税方法が変更されました。

従来、利子所得の課税方法は源泉分離課税でしたが、金融所得課税の一体化に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以降における公社債の利子等についての課税方法が変更となりました。公社債は、特定公社債等と一般公社債等とに区分され、それぞれ異なる方式により課税されます。

詳細は、「金融資産運用設計」テキスト P57～58 にてご確認ください。

該当ページ P16

### 3. 建物附属設備および構築物の減価償却方法が変更されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備および構築物（鉱業用の資産は除く）の減価償却方法が定額法のみとなりました。

	改正前 （平成 28 年 3 月 31 日までに取得）	改正後 （平成 28 年 4 月 1 日以後に取得）
償却方法	定額法または定率法	<b>定額法のみ</b>

該当ページ P24、P144、P148、P177

#### 4. 給与所得控除額の計算方法が変更されました。

平成 28 年分の所得税および平成 29 年度分の個人住民税について、給与所得控除額の計算方法が、一部、変更されます。

< 給与所得控除額 >

収入金額		給与所得控除額
	180 万円以下	収入金額 × 40% (65 万円に満たない場合は 65 万円)
180 万円超	360 万円以下	収入金額 × 30% + 18 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額 × 20% + 54 万円
660 万円超	1,000 万円以下	収入金額 × 10% + 120 万円
1,000 万円超	1,200 万円以下	収入金額 × 5% + 170 万円
1,200 万円超		230 万円 (上限)

なお、平成 29 年分以後の所得税および平成 30 年度分以後の個人住民税から、収入金額が 1,000 万円を超える場合の給与所得控除額については、220 万円が上限となります。

該当ページ P28

#### 5. 給与所得の特定支出控除額の範囲が変更されました。

特定支出控除の対象となる資格取得費について、雇用保険法による教育訓練給付金等が支給される部分の支出は対象から除外されました。

該当ページ P29

#### 6. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例における猶予期間が変更されました。

国外転出をする場合の譲渡所得の特例における猶予期間(平成 28 年 1 月 1 日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来するもの)が変更されました。

改正前	改正後
国外転出の日から 5 年(納税猶予の特例の適用を受けて期限延長をしている場合は 10 年)を経過する日	国外転出の日から 5 年 4 ヶ月(納税猶予の特例の適用を受けて期限延長をしている場合は 10 年 4 ヶ月)を経過する日

該当ページ P34 ~ 35

#### 7. 「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。

被相続人が居住の用に供していた建物(相続の開始直前にその被相続人だけが居住していたもので、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの。区分所有建物を除く)またはその建物の敷地を取得した相続人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に、その建物や敷地等を譲渡(相続開始以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの譲渡)した場合に、譲渡所得の金額から 3,000 万円を控除することができる制度(空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例)が創設されました。

該当ページ P35 「 9 . 国外転出する場合の譲渡所得等の特例 ( 出国時課税制度 ) 」の後に、  
「 10 . 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例 」として挿入

8 . 上場株式等における損益通算の可否が変更されました。

金融所得課税の一体化に伴い、平成 28 年 1 月 1 日以後については、従来から認められていた上場株式等の譲渡損益と上場株式等の配当所得 ( 申告分離課税を選択したものに限り ) との損益通算だけでなく、上場株式等の配当・分配金・譲渡損益と特定公社債等の利子・譲渡損益・償還差損益との損益通算も可能となりました ( 「 上場株式等に係る譲渡所得等 」 と 「 一般株式等に係る譲渡所得等 」 との損益通算は不可 ) 。

該当ページ P40

9 . 医療費控除の特例として、「セルフメディケーション ( 自主服薬 ) 推進のためのスイッチ O T C 薬控除」が創設されます。

健康の維持増進や疾病の予防への一定の取組 ( 特定健康診査等 ) を行う納税者本人または同一生計の配偶者等その他の親族に係る一定のスイッチ O T C 医薬品の購入費用の合計が年間 12,000 円を超える場合、超える部分の金額 ( 88,000 円が上限 ) について、所得控除を受けることが可能となります ( 平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日の間の支出が対象 ) 。

該当ページ P52 ~ 53

10 . 住宅借入金等特別控除 ( 住宅ローン控除 ) の適用要件が一部変更されました。

住宅を取得等したときに非居住者であっても、他の要件をすべて満たす場合には、住宅借入金等特別控除 ( 住宅ローン控除 ) の適用を受けることが可能となりました ( 平成 28 年 4 月 1 日以後に住宅の取得等をした場合が対象 ) 。

該当ページ P67

11 . 「クレジットカード納付制度」が創設されます。

所得税をはじめとする国税について、インターネット上でクレジットカードを利用した納付を可能とする制度 ( クレジットカード納付制度 ) が創設されます ( 平成 29 年 1 月 4 日以後に、クレジットカード会社 ( 国税庁長官が指定する納付受託者 ) に国税の納付を委託した場合、その委託をした日に国税の納付があったものとみなされ、延滞税、利子税等に関する規定が適用されます ) 。

該当ページ P80 「 修正申告 」 と 「 更正の請求 」 の後に参考として挿入

12. 「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除」の譲渡資産についての適用期限が2年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成16年1月1日から平成 <u>27</u> 年12月31日までに国内にある建物または建物およびその敷地等を譲渡すること	平成16年1月1日から平成 <u>29</u> 年12月31日までに国内にある建物または建物およびその敷地等を譲渡すること

該当ページ P111

13. 「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除」の譲渡資産についての適用期限が2年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成16年1月1日から平成 <u>27</u> 年12月31日までに国内にある建物または建物およびその敷地等を譲渡すること	平成16年1月1日から平成 <u>29</u> 年12月31日までに国内にある建物または建物およびその敷地等を譲渡すること

該当ページ P112

14. 交際費等の損金不算入制度の適用期限が2年延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成26年4月1日から平成 <u>28</u> 年3月31日までの間に開始する事業年度	平成26年4月1日から平成 <u>30</u> 年3月31日までの間に開始する事業年度

該当ページ P133～134

15. 「中小企業等の少額減価償却資産の特例」の適用期限が2年延長されるとともに、一定の法人が対象から除外されました。

	改正前	改正後
適用対象法人および適用期限	青色申告書を提出する中小企業者等(資本または出資の金額が1億円以下の一定の法人)が、平成15年4月1日から平成28年3月31日までに取得した取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産は全額損金算入可。ただし、取得価額の合計額が年300万円	青色申告書を提出する中小企業者等(資本または出資の金額が1億円以下の一定の法人。 <u>ただし、平成28年4月1日以後については、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除く</u> )が、平成15年4月1日から平成30年3月31日までに取得した取得価

	を超える場合には、300 万円が限度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに取得するものに適用）。	額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産は全額損金算入可。ただし、取得価額の合計額が年 300 万円を超える場合には、300 万円が限度（平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得するものに適用）。
--	--	--

該当ページ P145

#### 16. 法人税率（普通法人）の税率が変更されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人税の税率が下記のとおり変更されました。また、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度についても下記のとおりとなります。

< 法人税率（普通法人）の税率 >

	資本金または出資金	所得金額	税率		
			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度以後
普通法人	1 億円超	-	<u>23.4%</u>	<u>23.4%</u>	<u>23.2%</u>
	1 億円以下	年 800 万円以下の部分	15%	19%	19%
		年 800 万円超の部分	<u>23.4%</u>	<u>23.4%</u>	<u>23.2%</u>

該当ページ P150

#### 17. 法人住民税の法人税割の税率等が変更されます。

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、法人住民税の法人税割の税率および地方法人税の税率が変更されます。

< 法人住民税の法人税割の税率および地方法人税の税率 >

	道府県民税	市町村民税	地方法人税	計
標準税率	1.0%	6.0%	10.3%	17.3%
制限税率	2.0%	8.4%		20.7%

該当ページ P151

#### 18. 法人事業税の税率が変更されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、期末資本金額が 1 億円超のケース（外形標準課税）における標準税率が変更されました。

改正前	標準税率	所得割		付加価値割	資本割
		年 400 万円以下の部分の金額	0.9%		
		年 400 万円超 800 万円以下の部分の金額	1.4%		
		年 800 万円超の部分の金額および清算所得	1.9%		
改正後	標準税率	所得割		付加価値割	資本割
		年 400 万円以下の部分の金額	0.3%		
		年 400 万円超 800 万円以下の部分の金額	0.5%		
		年 800 万円超の部分の金額および清算所得	0.7%		

該当ページ P154

19. 地方法人特別税（国税）の税率が変更されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、期末資本金額が 1 億円超のケース（外形標準課税）における標準税率が適用される法人についての税率が変更されました。

改正前	改正後
法人事業税の所得割額 × 152.6%	法人事業税の所得割額 × 414.2%

該当ページ P155

20. 法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置の内容が変更されました。

資本金 1 億円超の普通法人のうち、平成 28 年度に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について講じられる法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置の内容について下記のとおり変更されました。また、平成 29 年度以後に開始する事業年度についても下記のとおりとなります。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
付加価値額が 30 億円以下の法人	(改正後の税率に基づく事業税 - 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率に基づく事業税) × 3 / 4	(改正後の税率に基づく事業税 - 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率に基づく事業税) × 1 / 2	(改正後の税率に基づく事業税 - 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率に基づく事業税) × 1 / 4
付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人	(改正後の税率に基づく事業税 - 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率に基づく事業税) × 付加価値額に応じて 3 / 4 ~ 0	(改正後の税率に基づく事業税 - 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率に基づく事業税) × 付加価値額に応じて 1 / 2 ~ 0	(改正後の税率に基づく事業税 - 平成 28 年 3 月 31 日現在の税率に基づく事業税) × 付加価値額に応じて 1 / 4 ~ 0

該当ページ P157



## 21. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されました。

青色申告書を提出する法人が、平成 32 年 3 月 31 日までの間に一定の寄附金を支出した場合に法人事業税、法人住民税、法人税について税額控除が可能となる制度が創設されました。

## &lt; 法人事業税額からの控除 &gt;

	控除額	上限額
平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	支出した寄附金の額の合計額の 10%	当期の法人事業税額の 20%
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度		当期の法人事業税額の 15%

## &lt; 法人住民税（法人税割）額からの控除 &gt;

	控除額		上限額
平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	道府県民税	支出した寄附金の額の合計額の 5%	当期の法人住民税（法人税割）額の 20%
	市町村民税	支出した寄附金の額の合計額の 15%	
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度	道府県民税	支出した寄附金の額の合計額の 2.9%	
	市町村民税	支出した寄附金の額の合計額の 17.1%	

## &lt; 法人税額からの控除 &gt;

次のうち、いずれか少ない金額（当期の法人税額の 5% が上限）。

- ・ 支出した寄附金の額の合計額 × 20% - 法人住民税（法人税割）額（上記）から控除される額
- ・ 支出した寄附金の額の合計額 × 10%

該当ページ P160 「6. 税額控除」に追加

## 22. 法人税に係る純損失等の金額についての更正の請求期間の伸長が 1 年延期されました。

法人税に係る純損失等の金額についての更正の請求期間については、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「10 年」となる予定でしたが、適用開始年度が 1 年延期されることとなりました。

改正前	改正後
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「10 年」	平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「10 年」

該当ページ P163

## 23. 修正申告に係る過少申告加算税の制度内容が変更されます。

税務調査の事前通知の後、更正や決定があることを予知される前に修正申告をした場合には、原則として 5% の過少申告加算税が課されることとなります（平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用）。

該当ページ P165

24. 期限後申告に係る無申告加算税の制度内容が変更されます。

税務調査の事前通知の後、更正や決定があることを予知される前に期限後申告をした場合には、原則として10%の無申告加算税が課されることとなります(平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用)。

該当ページ P165

25. 加算税の加重措置が設けられます。

過去5年以内に、無申告加算税(更正や決定があることを予知されるまでの間にしたものに限り)または重加算税を課された者が、再び、期限後申告もしくは、更正や決定があることを予知される前に修正申告を行う等した場合には、その申告等にもとづいて課される無申告加算税または重加算税について、それぞれの割合に10%が加算されることとなります(平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用)。

該当ページ P166 「(4) 重加算税」の後に「(5) 加算税の加重措置」として挿入

26. 青色申告の繰越欠損金の控除限度割合が変更されました。

中小法人等以外の法人について、繰越欠損金の控除割合が変更されました。

改正前	開始事業年度	控除限度割合
	平成27年4月1日～平成29年3月31日	100分の65
	平成29年4月1日～	100分の50
改正後	開始事業年度	控除限度割合
	平成27年4月1日～平成28年3月31日	100分の65
	平成28年4月1日～平成29年3月31日	100分の60
	平成29年4月1日～平成30年3月31日	100分の55
	平成30年4月1日～	100分の50

該当ページ P173

27. 青色申告の繰越欠損金の繰越控除期間および欠損金についての更正の請求期間の伸長が1年延期されました。

青色申告の繰越欠損金の繰越控除期間および欠損金についての更正の請求期間については、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から「10年」となる予定でしたが、適用開始年度が1年延期されることとなりました。

改正前	改正後
平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度から「10 年」	平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する 事業年度から「10 年」

該当ページ P173、P176、P177

28. 「青色欠損金の繰戻還付」の不適用措置の適用期限が 2 年延長されました。

	改正前	改正後
不適用措置の 適用期限	平成 4 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに終了する事業年 度	平成 4 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに終了する事業年 度

該当ページ P175

29. 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係が  
変更されました。

平成 28 年 4 月 1 日以後において、消費税の課税事業者（免税事業者を除く）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に 1,000 万円以上の高額資産の課税仕入れを行った場合には、その高額資産の仕入れ等の日の属する課税期間から、その課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は、免税事業者となることや簡易課税制度を選択することはできないこととされました。

該当ページ P192 「( 3 ) 特例措置」の最後に挿入

## < 相続・事業承継設計 >

1. 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の対象が明確化されました。

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、平成 28 年 4 月 1 日以後の贈与から、非課税の対象となる以下の資金使途が明確化されました。

	資金使途	
	現行	明確化（追加）
結婚	・挙式費用・新居費用・引越費用	現行どおり
妊娠・出産 ・育児	・不妊治療費用・出産費用 ・産後ケア費用・子の医療費 ・子の保育費（ハピ・シッター代含む）	・不妊治療費のうち、薬局に支払う医薬品代 ・産前産後の母親の医療費、薬局に支払う医薬品代 ・母親の産後健診費用 処方せんに基づくものに限る

該当ページ P99 のあとに追加

2. 純資産価額方式の法人税相当額控除の割合が、平成 28 年 4 月 1 日以後、引き下げられました。

非上場会社の相続税評価における、純資産価額方式の法人税相当額控除の割合が、平成 28 年 4 月 1 日以後の相続、遺贈または贈与より下記のとおり引き下げられました。

	改正前 (平成 28 年 3 月 31 日まで)	改正後 (平成 28 年 4 月 1 日から)
法人税相当額控除の割合	38%	<u>37%</u>

なお、当該改正は「平成 28 年 4 月 6 日」付の通達として公表されましたが、平成 28 年 4 月 1 日に遡って適用されることとなります。

該当ページ P167 ~ 169

<p>平成 28 年度 F P に関する制度改正資料  2016 年 6 月 1 日発行  制作・著作・発行 株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ  無断複写・複製・頒布を禁じます。</p>
---